



関東管区行政評価局

関東管区行政評価局の業務は、
行政の「カイゼン」を働きかける仕事です。

関東管区行政評価局とは

関東管区行政評価局は、さいたま市に所在している、関東甲信越(1都9県、茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟)を管轄区域とする総務省の地方支分部局(ブロック機関)です。それぞれの各都県庁所在地には、行政評価事務所・行政監視行政相談センターが置かれており、都県単位組織として、地域における国の行政の実態把握や改善を目的として業務を実施しています。

管内職員数は約150名です。

主な仕事の内容

行政評価局調査

国の政策や各府省の業務の実施状況について、行政上の課題や問題点を把握・分析し、改善方策を提示する。

行政相談

地域住民からの国の行政機関などに対する苦情・要望を受け付け、現地調査等を行った上で、その改善や実現を図る。

各種関連制度の推進

政策評価制度や情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みや各種手続き等に関する相談・問い合わせに対する案内等。

採用後の処遇

採用初年度は当局(埼玉県さいたま市)においてOJTを実施した後、管内行政評価事務所・行政監視行政相談センターなどに異動し、行政評価局調査及び行政相談等の業務を実施していただきます。また、勤務成績や希望等にもよりますが、総務省本省(他部局含む)などで勤務することもあります。

基本的に、2~3年のサイクルで異動を繰り返しつつ、当局職員としてのキャリアを積んでいくこととなります。

先輩からのメッセージ

当局の特色としては、業務の対象となりうるのが、国家行政全般であるという点、「現場を見る業務」であるという点ではないかと思えます。

当然デスクワークも多いですが、現地調査の機会も非常に多く、とてもアクティブで、人との関わりが多い職場ではないかと思えます。



「レクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」
～実地調査風景～

採用に関するお問い合わせ先

総務省関東管区行政評価局

総務行政相談部総務課

〒330-9717

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎 1号館 19階

電話番号：048-600-2300(代表)

アドレス：kanto.saiyou@soumu.go.jp

関東管区行政評価局HP：

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>